



2009年12月2日 第2009-05号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp



## 雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）の要件緩和

中小企業を対象とした、「中小企業緊急雇用安定助成金」の生産量等要件が12月2日より以下の通り緩和されました。中小企業以外の企業は、今回対象となっていませんが、中堅・大手企業でも依然として厳しい状態が続いています。企業規模要件は、今後撤廃される模様です。JAMでは地方JAM・大手労組・業種別部会加盟単組に対して、過去2年間の売上高等の調査を行います。企業規模要件撤廃の早期実現を目指すために、ご協力をお願いいたします。

次のいずれかの生産量等要件を満たす中小企業事業主が対象になりました。

（ が要件緩和になった部分です ）

売上高または生産量の最近3ヵ月間の月平均値がその直前3ヵ月または前年同期比に比べ5%減少していること（ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）（現行）

売上高または生産量の直近3ヵ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る）

対象期間 = 事業主が初回の計画届を提出した際に自ら指定する助成対象となる期間（1年間）をいい、生産量等の要件は対象期間ごと（1年ごと）に確認します。